

サービス付き高齢者向け住宅に係る固定資産税の減額措置について

「高齢者の居住の安定確保に関する法律」に基づき登録された「サービス付き高齢者向け住宅」を新築または取得した場合、当該家屋に係る固定資産税が減額されます。

1 減額対象となる住宅の要件

- (1) 令和7年3月31日までに新築された家屋であること。
- (2) 主体構造部が耐火構造または準耐火構造の構築物であること。
- (3) 建設費用について、国や地方公共団体から補助を受けていること。
- (4) サービス付き高齢者向け住宅登録簿に、住宅戸数が10戸以上と登録されていること。
- (5) 居住用部分の床面積が、1戸あたり30平方メートル以上160平方メートル以下であること。
- (6) 居住用部分の床面積割合が、2分の1以上であること。

2 減額される税額

サービス付き高齢者向け住宅の1戸当たり床面積120平方メートルを上限として、固定資産税の3分の2を減額します。

3 減額される期間

固定資産税が課されることとなった年度から5年間

4 減額を受けるための手続き

新築した翌年の1月31日までに、可児市役所税務課へ「サービス付き高齢者向け住宅に係る固定資産税減額申告書」を提出してください。

【添付書類】

- (1) サービス付き高齢者向け住宅の登録を受けた旨を証明する書類（写し）
- (2) 国の建設費補助を受けている旨を証明する書類（写し）

【問い合わせ先】 〒509-0292 可児市広見一丁目1番地
可児市役所 総務部税務課家屋係
TEL(0574)62-1111 内線 3203、3204